

平成27年3月30日  
保護第一課  
電話(ダイヤルイン) 0742-34-4757

### 「くらしとしごとサポートセンター」開設について

奈良市では平成27年4月1日から生活困窮者自立支援法の施行に伴い、同法に基づく事業を推進するため「くらしと仕事支援室」を設置します。生活困窮者自立支援事業のうち、自立相談支援事業、就労支援事業、就労準備支援事業を実施するため「くらしとしごとサポートセンター」を開設します。

働きたくても働けない、失業により家賃が払えない、家族のことで悩んでいるなど生活にお困りの方への支援制度です。相談支援員がご相談に応じ、お困りの状況や課題を把握して、一人ひとりに応じた支援計画を作成し、生活の安定や就労など自立に向けた支援を行います。

1. 事業名称 奈良市生活困窮者等自立支援事業
2. 目的 生活困窮者等の自立支援のワンストップ化を図り、早期に自立相談支援・就労支援を開始し、生活困窮からの脱却、また、再び困窮状態に陥ることなく、最終的に安定的な自立生活を営めるよう支援を行います。
3. 開設日 平成27年4月1日(水)
4. 委託期間 平成27年4月1日(水)～平成28年3月31日(木)
5. 委託先 株式会社 パソナ
6. 場所 ①相談、カウンセリング業務  
くらしとしごとサポートセンター(市庁舎中央棟2階)  
②就労に必要な知識や技能習得のための訓練  
研修施設  
株式会社 パソナ  
奈良市二条大路南一丁目2-11 第二松岡ビル

## 7. 対象者

### ①自立相談支援事業

生活保護には至っていないが、経済的な問題などで生活にお困りの方が対象です。

### ②就労支援事業・就労準備支援事業

経済的な問題などで生活にお困りの方に加え生活保護受給受者の方も対象です。

### ③住居確保給付金

相談者が申請日において、65歳未満であって、かつ、離職等の日から2年以内であること。他、該当要件があります。

## 8. 事業内容

### ①自立相談支援事業

相談者のお困りの状況や課題を把握して、一人ひとりに応じた支援計画を作成し、生活の安定や就労など自立に向けた継続的、包括的な支援を行います。

また、居場所をつくるなどの日常生活自立・社会的自立を図ることが必要とされていることから、地域や関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発に取り組みます。

### ②就労支援事業・就労準備支援事業

カウンセリング、研修等で就労意欲を喚起し、また、一般就労に従事する準備として、就労に必要な知識や技能習得のための訓練を行ったうえで、相談者の状況に応じた雇用先開拓を行うなど、就労につなげ、自立促進を図ります。

### ③住居確保給付金

離職又は自営業の廃業により経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居を喪失する恐れのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、相談者の住居及び就労機会の確保に向けて支援を行います。

## 9. 事業費

予算 59,000千円

契約額 59,000千円

10. 今までの状況 国の施策である、生活困窮者自立促進支援モデル事業（国庫補助金10割負担）を、平成25年8月23日から「奈良市生活困窮者就労促進事業」としてスタートしました。

※ 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）は、生活困窮者自立相談支援の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他生活困窮者に対する自立の促進に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする法律です。